

## 令和4年10月より改正される健康保険法等について

標記の件に関しまして、令和4年10月1日から取扱いが変更になる手続きがございますので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ■育児休業等期間中の保険料免除制度

満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者から申し出があった場合に事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、被保険者負担分・事業主負担分ともに保険料が免除される制度です。

#### 改正の概要

1. 現行では、月末時点で育児休業等を取得している場合に保険料が免除されていることに加えて、**その月中**（開始日と終了予定日の翌日が同一月に属する場合のみ、複数の育児休業等の「育児休業等日数（就業日数を除いた日数）」を合算して算定）に**14日以上（連続していなくても可）**の育児休業等を取得した場合にも保険料が免除されます。
2. **連続する二つ以上**の育児休業等を分割して取得する場合（最初の育児休業等終了日とその次の育児休業等開始日の間に就業した日がないとき）は、一つの育児休業等とみなし合算して算定されます。
3. **賞与に係る保険料は、暦日において連続して1ヶ月を超える**育児休業等を取得している場合に限り免除の対象となります。  
改正後は、月末時点で育児休業等を取得している場合でも、期間が連続して1ヶ月を超えていなければ、保険料は免除されません。

※ 別添にてリーフレットを添付しておりますのでご確認ください。

なお、改正後の届出用紙につきましては令和4年10月以降に当組合のホームページに掲載いたします。

## ■短時間労働者の社会保険の適用拡大

現在、被保険者数が500人を超える企業等で週20時間以上働く短時間労働者は社会保険の適用対象となっていますが、この加入要件が下記のとおり改正されます。

	平成28年10月～（現行）		令和4年10月～（改正）
①事業所の規模要件	常時 <b>500人超</b> （特定事業所） 又は*任意特定事業所	⇒	常時 <b>100人超</b> （特定事業所） 又は*任意特定事業所
②労働時間要件	週20時間以上		週20時間以上
③賃金要件	月額8.8万円以上		月額8.8万円以上
④勤務期間要件	継続して <b>1年以上</b> 使用される見込み		継続して <b>2ヶ月を超えて</b> 使用される見込み
⑤適用除外要件	学生ではないこと		学生ではないこと

令和6年10月改正により①**事業所の規模要件**につきましては、常時**50人超**となる予定です。

※任意特定事業所：特定事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所

改正後の基準に該当する事業主様は、上記要件に該当される従業員の方々に周知のうえ、令和4年10月1日付で「被保険者資格取得届」の提出をお願いいたします。

また、現在、当組合の被扶養者となられている方で、パート等の勤務先において短時間労働者として健康保険の被保険者となられた場合は、被扶養者としての資格を失いますので、すみやかに「被扶養者（異動）届」にて抹消の届出をお願いいたします。

## ■被保険者資格の勤務期間要件の見直し

現在は、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される場合は社会保険の適用除外とされていますが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2ヶ月以内であっても、次の（ア）（イ）のいずれかに該当するときは、雇用期間の当初から被保険者の資格を取得することになります。

（ア）就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

（イ）同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

ただし、（ア）（イ）のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、2ヶ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱うこととなります。